

契約方法について

Q1：契約は薬局毎とあるが、書類は本社作成(薬局毎作成)、代表印使用、返信も本社にいただくことで差し支えないか？

A：差し支えありません。

Q2：薬局担当者名は開設者または管理薬剤師名どちらでも差し支えないか？

A：本運用に関して責任が取れる方であれば、差し支えありません。開設者が薬剤師でない場合は、管理薬剤師の名前を併記してください。

Q3：使用する印鑑は担当者名の印鑑、会社代表印どちらでも差し支えないか？

A：担当者の私印ではなく、公印をお願いします。

契約方法について

Q4：合意書の日付は作成日を記入して送ればよいか？

A：当院で合意日を記入するので、日付は記入せずに送付してください。

Q5：合意書の住所欄は、会社の代表の住所か？それとも薬局の住所か？

A：代表の住所ではなく、薬局の住所を記入してください。

契約方法について

Q 6 : 来年開局予定の店舗について、事前合意はできるか？

A : 開局後に合意書を送付してください。

Q 7 : 複数店舗を有する会社の場合、合意書は店舗ごとに作成するのか？

A : 店舗ごとに作成してください。

変更調剤について

Q 8 : 出荷調整による入手困難な場合の剤型変更は可能か？
(例：オノンCap⇔錠)

A : 患者に利点がある場合は、(1) ②の通り変更可能です。
第 1 版に記載されていた原則 5 の(在庫がない等の理由での変更は除外)を削除しました。

(1) 変更調剤 (情報提供必要)

- ② 異なる剤形への変更 (医療用麻薬、注射薬、吸入薬、外用薬は除く)
患者の利点がある変更に限る。

【例】

ノルバスク錠5mg ⇔ ノルバスクOD錠5mg

ブランルカストカプセル 112.5mg ⇔ ブランルカスト錠 112.5mg

ミヤBM錠 ⇔ ミヤBM散

※ 用法用量に変更が生じないこと。

アダラートL錠20mgからアダラートCR錠20mgへの変更は不可 (持続時間が違う為)。

※ 消炎鎮痛外用貼付剤は例外 (⑤参照)。

変更調剤について

Q 9 : 出荷調整による入手困難な場合の適応違いの用量変更は可能か？
（例：ビソプロロール）

A : 適応の確認のために疑義照会をお願いします。

変更調剤について

Q 1 0 : 医薬品の屋号の変更は可能か？
（例：白色ワセリン【吉田】から【ケンエー】）

A : （１）②の通り、変更可能です。

（１）変更調剤（情報提供必要）

① 成分が同一の銘柄変更（医療用麻薬、注射薬、吸入薬は除く）

【例】

ボナロン錠35mg→フォサマック錠35mg

アレンドロン酸錠35mg「日医工」→フォサマック錠35mg

※ 先発品から先発品への変更は可

※ 後発品から先発品への変更は可（ただし患者に価格等を説明し同意を得る）

※ 後発品から後発品への変更は可（ただし患者に価格等を説明し同意を得る）

変更調剤について

Q 1 1 : 日数調整による外用薬の増量は可能か？（軟膏、点眼剤、湿布など）

A : (3) ②の通り、増量可能です。
ただし、注意事項（※）を満たす必要があります。

(3) 日数調整（数量調整）（医療用麻薬は除く）（情報提供必要）

- ② 処方日数が必要日数に満たないと判断され、調整（延長）した場合
- ※ 日数の延長は次回受診日までに休薬や中止がなく継続が確認できる場合に限る。
 - ※ 患者の要望などを理由とした必要以上の増量は不可。

変更調剤について

Q 1 2 : 外用薬の残薬調整はゼロにできないのか？

A : (3) ①の通り、ゼロにはできません。疑義照会をお願いします。

(3) 日数調整（数量調整）（医療用麻薬は除く）（情報提供必要）

- ① 残薬調整：継続されている処方薬に残薬があるため投与日数を調整（短縮）した場合
- 【例】
- ノルバスク錠5mg 30日分 → 27日分（3日分残薬あり）
- ※ 処方日数（数量）をゼロにすることは出来ない。
 - ※ 残薬調整では、数日分の余裕を持たせる。

変更調剤について

Q 1 3 : 処方が明らかに重複している場合、削除可能か？

A : 本プロトコルの対象外です。初回の疑義照会の際に、処方医に確認してください。

変更調剤について

Q 1 4 : 前回問い合わせした内容が訂正されずにDo処方された場合は問い合わせた方がよいのか？

A : (4) ①～③は病院側で処方を修正する予定です。
(4) ④に該当する場合は変更可能です。それ以外は本プロトコルの対象外ですので、初回の疑義照会の際に処方医に確認してください。

(4) 薬効に影響する用法の変更 (情報提供必要)

- ① 内服のビスホスネート製剤の用法が「起床時」以外の場合の「起床時」への変更
- ② α-グルコシダーゼ阻害剤、速効型インスリン分泌促進薬の用法が「食直前」以外の場合の「食直前」への変更
- ③ クラバモックス小児用配合ドライシロップの用法が「食直前」以外の場合の「食直前」へ変更
- ④ 初回処方時に用法を疑義照会し、確認がとれている漢方薬、EPA製剤、EPA・DHA製剤、メトクロプラミド、ドンペリドンの「食後」投与

変更調剤について

Q 1 5 : 前回調整で処方から消えていた薬が今回処方されていない場合は？

**A : 原則 8 の通り、プロトコル以外の疑義照会に関しては処方医へ直接
お願いします。**

【簡素化プロトコルに基づく処方変更に係る原則】

8. プロトコル以外の疑義照会に関しては処方医へ直接行う。

変更調剤について

Q 1 6 : 処方間違いが明確な場合の用法変更は可能か？ 例) ロキソニン食前、
ラタノプロスト1日1回、アコファイド食後など。

A : (4) に該当するもの以外は疑義照会をお願いします。

(4) 薬効に影響する用法の変更 (情報提供必要)

- ① 内服のビスホスネート製剤の用法が「起床時」以外の場合の「起床時」への変更
- ② α-グルコシダーゼ阻害剤、速効型インスリン分泌促進薬の用法が「食直前」以外の場合の「食直前」への変更
- ③ クラバモックス小児用配合ドライシロップの用法が「食直前」以外の場合の「食直前」へ変更
- ④ 初回処方時に用法を疑義照会し、確認がとれている漢方薬、EPA製剤、EPA・DHA製剤、メトクロプラミド、ドンペリドンの「食後」投与

変更調剤について

Q 1 7 : 用量が異なる外用剤の変更調剤は可能か？
例) ロキソニンテープ50mg→100mgなど。

A : 原則 5 と (1) ④を満たす場合は変更可能です。それ以外は疑義照会をお願いします。

【簡素化プロトコルに基づく処方変更に係る原則】

5. 医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とする。

(1) 変更調剤 (情報提供必要)

④ 外用剤 (湿布や軟膏など) での製剤規格の変更 (ただし合計処方量は変更しないこと)

【例】

マイザー軟膏 0.05% (5g) 2本→マイザー軟膏 0.05% (10 g) 1本

※ 用法用量の変更は不可 [例 : ロキソニンテープ50mg 2 枚からロキソニンテープ100mg 1 枚への変更 (あるいはその逆)] 。

変更調剤について

Q 1 8 : バイオシミラー⇔先発品の変更調剤は可能か？

A : 注射薬は原則 7 の通り本プロトコルの対象外です。

【簡素化プロトコルに基づく処方変更に係る原則】

7. 医療用麻薬、注射薬については本プロトコルの対象外とする。

その他

Q19：メトトレキサート月火/フォリアミン木 のタイミングから火が削除になった場合、フォリアミンを水曜日に変更調剤可能か？

A：原則8の通り、プロトコル以外の疑義照会に関しては処方医へ直接お願いします。

【簡素化プロトコルに基づく処方変更に係る原則】

8. プロトコル以外の疑義照会に関しては処方医へ直接行う。

その他

Q20：抗生剤処方時の Bioフェルミン錠を Bioフェルミン R錠へ変更可能か？

A：原則5の通り、疑義照会をお願いします。

【簡素化プロトコルに基づく処方変更に係る原則】

5. 医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とする。

その他

Q 2 1 : ボラザ坐剤⇔軟膏の変更調剤は可能か？

A : (1) ②の通り、外用薬は変更できません。疑義照会をお願いします。

(1) 変更調剤 (情報提供必要)

② 異なる剤形への変更 (医療用麻薬、注射薬、吸入薬、外用薬は除く)
患者の利点がある変更に限る。

【例】

ノルバスク錠5mg ⇔ ノルバスクOD錠5mg

برانلکاستカプセル 112.5mg ⇔ برانلカスト錠 112.5mg

ミヤBM錠 ⇔ ミヤBM散

※ 用法用量に変更が生じないこと。

アダラートL錠20mgからアダラートCR錠20mgへの変更は不可 (持続時間が違う為)。

※ 消炎鎮痛外用貼付剤は例外 (⑤参照)。

その他

Q 2 2 : ヒルドイドの剤型変更は可能か？ (ローション、スプレー)

A : (1) ②の通り、外用薬は変更できません。疑義照会をお願いします。

(1) 変更調剤 (情報提供必要)

② 異なる剤形への変更 (医療用麻薬、注射薬、吸入薬、外用薬は除く)
患者の利点がある変更に限る。

【例】

ノルバスク錠5mg ⇔ ノルバスクOD錠5mg

برانلکاستカプセル 112.5mg ⇔ برانلカスト錠 112.5mg

ミヤBM錠 ⇔ ミヤBM散

※ 用法用量に変更が生じないこと。

アダラートL錠20mgからアダラートCR錠20mgへの変更は不可 (持続時間が違う為)。

※ 消炎鎮痛外用貼付剤は例外 (⑤参照)。

その他

Q 2 3 : PPI 維持療法の疑義照会は必要か？

A : 原則 8 の通り、プロトコル以外の疑義照会に関しては処方医へ直接お願いします。

【簡素化プロトコルに基づく処方変更に係る原則】

8. プロトコル以外の疑義照会に関しては処方医へ直接行う。